

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合
保険料の特例	感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる世帯	18 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および国民年金保険料の減免、支払い猶予【国・市】	【主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病を負った世帯】 ・申請により保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などが減少した世帯】 ・次の要件の全てに該当する世帯について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料の2/10～10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の3/10以上減少したこと ②主たる生計維持者の前年の所得金額の合計が1,000万円以下であること ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること	市民課 ☎35-3495
	感染症の影響により納付が困難な方		・保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予	
	感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方		国民年金保険料の免除申請(臨時特例申請) ・感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 ・当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方	市民課 ☎35-3137
	感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者	19 介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】 ・申請により介護保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】 ・次の要件のいずれにも該当する方について、申請により前年の合計所得全額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうちいずれかが前年の3/10以上減少したこと ②減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること	高齢介護課 ☎35-3178
感染症の影響により納付が困難な方	・介護保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予			
【事業者向け】雇用継続				
従業員を休業させたい・従業員の雇用を継続させたい	労働者を一時休業、教育訓練または出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	20 雇用調整助成金の特例措置【国・市】	・休業手当、賃金などの一部を助成 ・雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 ・国の雇用調整助成金の特例措置の活用など一定の要件を満たした場合、次の額を助成 【通常(原則的な措置)の場合】 労働者の休業手当相当額または国の上限額のいずれか低い額から国の助成額を控除した額 【地域特例・業況特例の場合】 労働者の休業手当相当額から国の助成額を控除した額 *地域特例:緊急事態措置、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力した場合 業況特例:新型コロナウイルス感染症の影響により売上などの生産指標が最近3カ月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少した場合	ハローワーク高山 ☎32-1144 雇用・産業創出課 ☎35-3182
	令和3年11月1日～令和4年3月31日に、子どもの世話が必要となった保護者(労働者)に対し、有給休暇を取得させた事業者		21 小学校休業等対応助成金【国】	・有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限有り)を支給 ・事業者が本助成金の活用の働きかけに応じていただけない場合は、労働者による直接申請も可
	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図った事業者	22 産業雇用安定助成金【国・市】	・出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 ・国の産業雇用安定助成金を活用する場合において、出向元事業主が負担する出向運営経費と、国から支給される出向運営経費に係る助成額との差額(事業者負担分)を全額助成	雇用・産業創出課 ☎35-3182

